

## ～～保育園・認定こども園(保育所部分)について～～

### 保育所・認定こども園(保育所部分)へ入所(入園)できる基準

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、保育所や認定こども園、新制度に移った幼稚園などを利用される場合は、「教育・保育給付認定」を受けていただく必要があります。市は、保護者から申請を受け、教育・保育給付認定の内容を記載した「支給認定証(教育・保育給付認定通知書)」を発行します。「支給認定証」とは保育の必要性の有無や必要量等の認定内容を記載したものです。

保育所・認定こども園(保育所部分)へ入所できる児童は、児童の家庭が次のいずれかの事情により、その児童を家庭で保育ができない場合(保育を必要とする場合)に限られています。ただし保育等による入所はできません。保育所への入所ができる児童には、「2号」または「3号」が認定され、さらに、保育の必要量に応じ、「保育標準時間」または「保育短時間」に区分されます。「保育標準時間」では11時間、「保育短時間」では8時間の範囲内の保育所の利用となり、時間帯は園によって異なります。

- ① 就労…保護者が会社等に勤務したり、自営業等で仕事をしている場合
- ② 保護者の疾病等…保護者が病気、負傷、心身に障がいがある場合、または保護者がいない場合
- ③ 母親の出産…母親が妹や弟を妊娠し、出産前8週間から一歳の誕生日月末までの場合
- ④ 病人の介護・看護…児童の家庭に長期にわたる病人や、心身に障がいのある人がいるため、保護者がその看護や介護にあっている場合
- ⑤ 保護者の就学…保護者が通学している場合
- ⑥ 家庭の災害…火災、風水害、地震等の災害に遭い、その復旧期間である場合
- ⑦ **育児休業…産後一年を超えて母親が育児休業を取得する場合、両親で育児休業を取得する場合**

### 利用期間について

保育所・認定こども園(保育所部分)の利用期間は、4月から年度末まで(例、令和6年4月～令和7年3月)です。(年度途中で入所できる基準に該当しなくなった場合を除く)年度途中で利用申込みをされる場合は、利用を希望される月の1日付で入所扱いになりますので、前月の15日までに手続きをして下さい。前月の15日までに手続きが完了しない場合は翌々月の入所になります。

翌年度も継続して利用を希望される場合は、毎年11月頃から入所受付けを行います。

### 利用申込みについて

保育所・認定こども園(保育所部分)の利用を申し込まれる場合、保護者は次ページの書類を提出していただきます。理由により添付する書類が異なりますのでご注意ください。

申込用紙及び添付書類等については市役所、市内各保育所・認定こども園にて準備しております。また、添付書類等は市のホームページよりダウンロードすることも可能です。

### 提出先

- ・第一希望が保育所の場合・・・保育所もしくは市役所に提出
- ・第一希望が認定こども園の場合・・・第一希望の認定こども園に提出

## 提出書類

### 《共通》

◎教育・保育給付認定申請兼利用申込兼児童台帳

◎子どものための教育・保育給付の支給に係る個人番号台帳（初年度のみ）

### 《添付書類》

- 就労証明書 …会社等勤務の方は事業所に記入してもらってください。  
自営業・農漁業等の方は自身で記入してください。  
※自営業の方で、税情報から勤務状況が不明の場合、別途就労の実態を確認できる書類の提出が必要な場合があります。（開業届・申告の写し・お店のチラシ・給与明細等）
- 在学証明書 … 専門学校等学校教育法で認可を受けた学校に通う場合。（学生証は不可）
- 誓約書 … 求職活動中の場合（誓約書の有効期間は最大3か月間です。入所が決まっても優先度の高い方の申し込みがあれば1か月や2か月での退所もありえます。）  
（保育短時間）
- 母子手帳の写し … 入所児童の弟や妹を妊娠・出産する場合  
（産前8週間～出産後1歳になる月の月末まで。保育標準時間）
- 育児休業中の証明 … 入所児童以外の子の育児休業を一年を超えて取得する場合は、  
就労証明書に復帰日を明記の上、提出してください。  
育児休業は勤務先に属している限り期限はありません。（保育短時間）  
※両親同時取得可能（ただし両親同時の場合は出産後1年以内でも保育短時間）
- 預かり書 … 保育所に入所しない弟や妹がいる場合で、別世帯の人に預けられる場合  
（1歳を迎えた児童が入所せず保護者が就労等する場合に提出が必要です）
- 申立書 … 保護者が疾病の場合、または保護者が病人等の介護・看護をしている場合  
・疾病…【診断書】または【障害者手帳の写し】の添付が必要  
・介護・看護…【診断書】、【介護認定証の写し】、【障害者手帳の写し】の添付が必要  
※上記の添付書類が付けられない場合は【民生委員の署名】も可ですが、  
優先度が低くなります。
- 障害者手帳等の写し … 障がい者の人が同居している場合  
※保育料減免の際に必要となりますが、適用には所得制限があります。

## 退所（退園）について

転出やその他の事由により退所（退園）される場合は、必ず保育施設に連絡し、事前に退所届を提出して下さい。

なお、月途中で退所される場合であっても、その月の保育料は納めていただきます。

## 延長保育について

保育所・認定こども園では、保護者の就労形態の多様化に対応できるように入所している児童の延長保育を実施しています。保育標準時間の場合、11時間を超える利用は、100円かかります。

保育短時間の場合、8時間を超える利用は、1時間につき100円かかります。